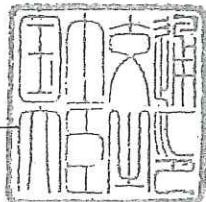


認定書

国住指第1588号
平成30年11月7日

株式会社クボタ
代表取締役 木股 昌俊 様

国土交通大臣 石井 啓一



下記の構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
DW3N-0171
2. 認定をした構造方法等の名称
担体流動接触ろ床循環方式 クボタ浄化槽 KZⅡ型／5～10人槽／合併処理浄化槽／汚物処理性能における構造方法
3. 認定をした構造方法等の内容
別添のとおり

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

国部整住整第185号

認定書

岐阜県岐阜市宇佐南四丁目一番十四号
株式会社いえ・VISION
代表取締役社長 伊藤 敬

さきに申請のあった型式の浄化槽については、浄化槽法第16条の規定に基づき、下記のとおり認定の更新を認める。

令和6年3月15日

国土交通省中部地方整備局長

佐藤 寿延



記

浄化槽の名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
イビ浄化槽 IBZ-5型	5-19-H-003	5-24K-H-001
イビ浄化槽 IBZ-7型	5-19-H-003-1	5-24K-H-001-1
イビ浄化槽 IBZ-10型	5-19-H-003-2	5-24K-H-001-2

型式適合認定書

B C J 基型-JS04630
平成31年 2月 1日

株式会社 イビデン住設
代表取締役 佐竹 範保 様



下記の型式については、建築基準法第68条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
型01Cad0a0104630

2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
合併処理浄化槽

3. 認定した型式の内容
イビ浄化槽 IBZ-10型

詳細内容は、別添仕様書及び図面による。

4. 一連の規定に適合するための適用条件
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

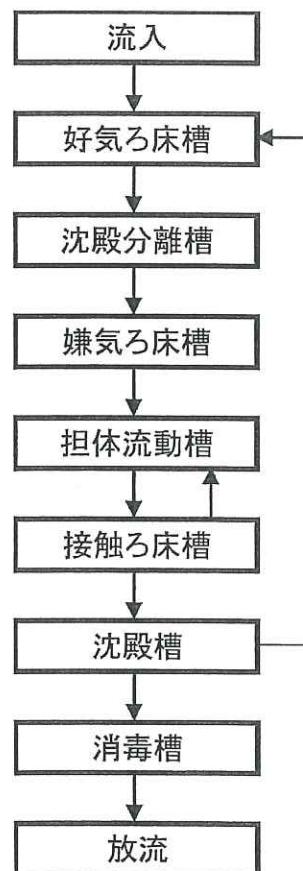
《別添》

構造方法の概要

1. 件 名	担体流動接触ろ床循環方式クボタ浄化槽KZⅡ型／5～10 人槽／合併処理浄化槽／汚物処理性能
2. 処理区分	合併処理
3. 設 計	株式会社クボタ
4. 維持管理頻度等	保守点検頻度：1回／4ヶ月 汚泥引抜頻度：(設計値)：1回／1年 (汚泥引抜対象単位装置名：好気ろ床槽、沈殿分離槽、嫌気ろ床槽)
5. 構造方法の概要	好気ろ床槽、沈殿分離槽、嫌気ろ床槽、担体流動槽、接触ろ床槽、沈殿槽および消毒槽を組み合わせた合併処理浄化槽
6. 参考事項	特になし

7. 装置の概要

(1) 処理方式	担体流動接触ろ床循環方式
(2) 処理対象人員	5 ~ 10人
(3) 日平均処理汚水量	1.0 ~ 2.0 m ³
(4) 流入水質	屎尿及びこれと併せた雑排水(工場排水、雨水、その他の特殊な排水を除く)
(5) 処理水質	BOD 20mg/L以下、COD 30mg/L以下、T-N 20mg/L以下、SS 15mg/L以下、pH 5.8 ~ 8.6、大腸菌群数 3,000個/cm ³ 以下
(6) 処理工程	





OEM 契約書

株式会社イビデン住設（以下「甲」という。）、株式会社クボタ（以下「乙」という。）及びクボタ浄化槽システム株式会社（以下「丙」という。）は、第1条に定める対象製品のOEM取引にかかる基本事項に関して、以下の通り契約を締結する。

（対象製品の供給）

第1条 乙は、乙が製造する下記型式名に、甲が別途指定する商標及び品番（以下「甲の商標等」という。）を付した製品（以下「本製品」という。）を、丙を経由して甲に対して安定的に供給するものとし、甲はこれを継続的に買い受けるものとする。また、甲は安定的な供給を受けるにあたり、甲丙協議の上、前の月の20日（20日が休日の場合は直後の営業日）までに、次月（納入月）の発注台数計画を、甲は丙に通知するものとする。丙はこれに基づき、乙に発注台数計画を通知する。

記

乙型式名：KZ II型

甲型式名：IBZ 型

- 2 乙及び丙は、本製品を甲以外の第三者に供給、販売しないものとする。また乙及び丙は、甲が指定する場所以外に、甲の商標等を使用してはならない。

（個別契約の成立）

第2条 本製品にかかる個別契約は、別途甲丙間で締結される基本契約（以下「甲丙間契約」という。）及び乙丙間で別途定める契約（以下「乙丙間契約」という。）に基づき、甲が丙を経由して乙に対して注文を行い、乙がこれを了承することにより成立する。

- 2 甲、乙及び丙は、本製品の取引に関しては、本契約（本契約第4条並びに第5条に基づき取り交わす「クレーム処理に関する協定書」及び「品質保証協定書」を含む）に特別に定める以外の事項については、甲丙間契約及び乙丙間契約に従うものとする。

（本製品の納入）

第3条 甲丙間契約及び乙丙間契約に関わらず、前条第1項により成立した個別契約に基づく本製品の納入については、甲の求める納入条件を基に甲丙協議の上決定した納入条件に従い、乙が、甲が指定した納入場所に直接納入する。

- 2 本製品の受け渡しについては、甲乙丙間で別途協議のうえ、取り決める。

（クレームの処理）

第4条 甲が販売した本製品に関するクレーム処理窓口は甲とし、原則として甲乙丙間に

て処理する。クレーム処理にかかる詳細については、別途甲乙丙間にて締結する「クレーム処理に関する協定書」に従うものとする。

(本製品の品質保証等)

第5条 本製品にかかる品質保証等については、甲乙丙間にて別途協議のうえ締結する「品質保証協定書」に従うものとする。

(認定)

第6条 甲が本製品の型式認定、型式適合認定を取得する場合、乙は甲の要請に従い遅滞なく所用の技術資料を甲に提出するものとする。

(知的財産権)

第7条 乙は、本製品に関連し、第三者との間に国内、国外の知的財産権(出願中のものを含む。)に関わる権利侵害等の紛争を生じたときは、その責任と負担において当該紛争の一切を処理、解決する。但し、当該紛争が甲の商標等に関するものである場合は、この限りではない。

(機密保持)

第8条 甲及び乙は、本契約の存在を第三者に漏洩しないものとする。

2 前項のほか、甲及び乙は、本契約の遂行上知り得た相手方の業務上、技術上その他の情報を機密として保持し、事前に相手方の書面による承諾を得ずしてこれを一切第三者に開示漏洩しないことはもとより、本契約遂行の目的以外に使用してはならない。但し、次の情報についてはこの限りではない。

- ① 公知となっている情報又は自らの責によらずして公知となった情報
- ② 相手方から開示される以前に知得していたことを証明しうる情報
- ③ 相手方に対し、機密保持義務を負わない第三者から機密保持義務を負うことなく開示された情報

(設計・製造等の禁止)

第9条 本契約は、乙が丙を経由して甲に販売する本契約に基づく製品について、甲はいかなる場合においても、乙の書面による承諾なくして、甲の管理（甲の工場および甲の指示する他社工場における設計・製造等を含む）による認定番号 DW 3 N-0 1 7 1 の国土交通大臣認定に基づく製品の設計・製造等を認めるものではない。本契約失効後も同様とする。

(解除)

第10条 甲、乙及び丙は、相手方に次の各号に該当する事由が生じたときは、催告を要せず、本契約を解除することができる。なお、本条による解除にあたっては、その被った損害について相手方に損害賠償を請求することを妨げない。

- ① 本契約に違反するか、正当な理由なく期限内に契約を履行しない場合において、違反を是正し契約に基づき履行するよう14日の期間を定めて催告しても、そ

の期間内に是正されないとき

- ② 法令に違反したとき
- ③ 相手方に重大な損害又は危害をおよぼしたとき
- ④ 相手方に提出すべき書類を改竄したとき又は相手方の資産を濫用したとき
- ⑤ 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
- ⑥ 代表者が逮捕されるか、刑が確定したとき
- ⑦ 手形・小切手の不渡又は銀行取引停止処分を受けたとき
- ⑧ 財産について、仮差押、仮処分、差押（滞納処分によるものも含む）、強制執行、担保権の実行としての競売等の申し立てがあったとき
- ⑨ 破産、民事再生、会社更生、会社整理、特別清算その他法令に基づく清算又は再建手続の申し立てがあったとき
- ⑩ 支払停止、支払不能の事由が生じたとき
- ⑪ 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由により契約の履行が著しく困難と認められるとき
- ⑫ 本店又は取引の主たる事業所に対し、電話・FAX・郵便等の合理的な手段によって連絡しても1週間以上応答がないとき
- ⑬ 解散の決議をし、又は会社と合併したとき
- ⑭ 災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が著しく困難な事態が生じたとき
- ⑮ 相手方の競合会社への出資又は出資の引受、役員の派遣又は受入など、信義則に反するような行為をしたとき

(有効期間)

第11条 本契約の有効期間は、2019年1月11日から1年間とする。但し、期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙から書面による変更、本契約満了の申し出がないときは、本契約と同一条件で1年間継続するものとし、以後についても同様とする。

- 2 前項にかかわらず、甲又は乙は、書面による3ヶ月前の予告をもって、本契約を解約することができる。ただし、本契約を解約した場合においても現に存在する第2条の個別契約については、当該個別契約の履行が完了するまでは本契約の効力が存続するものとする。
- 3 前項の定めにかかわらず第4条、第5条、第7条、第8条、第9条の規定は、本契約終了後も3年間有効とする。

(定めなき事項)

第12条 本契約に定めなき事項及び疑義を生じた事項については、その都度、甲乙丙誠意をもって協議の上、これを決定する。

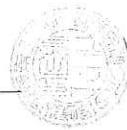
本契約の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙各1通を保有する。

2019年 1月 11日

岐阜県大垣市赤花町1丁目45番地
甲 株式会社イビデン住設
代表取締役 佐竹 範保



東京都中央区京橋2丁目1番3号
乙 株式会社クボタ
環境機器事業ユニット長 福原 真一



兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号
丙 クボタ浄化槽システム株式会社
代表取締役 萬 仁志



印

印